

<p style="text-align: center;">だい かい よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかいかいぎろく 第3回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録</p>	
<p>にち じ 日 時</p>	<p>へいせい ねん がつ にち か じ ぶん じ ぶん 平成27年 2月24日 (火) 14時00分～16時08分</p>
<p>かいさいばしょ 開催場所</p>	<p>よこはましけんしゅう かい けんしゅうしつ 横浜市研修センター 4階 401・402研修室</p>
<p>しゅつ せき しゃ 出席者</p> <p>(ごじゅうおん 五十音 順)</p>	<p>いしわたりいん いのうえいん うちじまいん おおぼいん かんざきいん さとういん しみずいん 石渡委員、井上委員、内嶋委員、大羽委員、神崎委員、佐藤委員、清水委員、</p> <p>すずきいん すやまいん なかせいん ながたいん にしかわいん はまさきいん まえざわいん 鈴木委員、須山委員、中瀬委員、永田委員、西川委員、浜崎委員、前沢委員、</p> <p>まつしまいん やましたいん わ だ いん 松島委員、山下委員、和田委員</p>
<p>けつ せき しゃ 欠席者</p>	<p>おおのいん ならさきいん 大野委員、奈良崎委員</p>
<p>かいさいけいたい 開催形態</p>	<p>こうかい ぼうちようしゃ にん 公開 (傍聴者 2人)</p>
<p>ぎ だい 議題</p>	<p>1 じれいぼしゅう じっしじょうきょう ちゅうかんほうこく 事例募集の実施状況について (中間報告)</p> <p>2 よ じれい せいり こうひょう こんご かつよう 寄せられた事例の整理、公表、今後の活用について</p> <p>3 だい かいこう についでいちょうせい 第5回以降の日程調整について</p>
<p>ぎ じ 議事</p>	<p>1 かいかい 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しゅつせきじょうきょうほうこく 出席状況報告 ・ まつしまいんしょうかい 松島委員紹介 ・ はいふしりょうかくにん 配付資料確認 ・ ぼうちようしゃ かん ほうこく 傍聴者に関する報告 <p>いしわたりかいちよう おおぼいん ていきょうしりょう のち せつめい (石渡会長) 大羽委員からの提供資料については、後ほどご説明をいた きたい。</p> <p>2 ぎだい 議題</p>

(1) 事例募集の実施状況について（中間報告）

(石渡会長) 議題1の「事例募集の実施状況」について、事務局から資料

1の説明をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料1について説明)

(石渡会長) 資料1の報告について質問があればお願いしたい。

(和田委員) 事例募集の周知についてであるが、自分が通う生活支援センタ

ーは知っていたが、デイケアでは全く知らなかった。

(石渡会長) 情報提供の状況について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) ここ各事業所の状況までは把握していないが、事業所への周知

としては、資料1の6(9)にあるとおり、事業所向けWEBサイト

「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載している。また、社会福祉協

議会障害者支援センターへの情報提供を通じて作業所等への周知を

行っている。ただし、施設の種別や事業所によっては周知が届いていな

いということはあるかもしれない。

(和田委員) 各事業所を利用している方に情報が届くような工夫をしてもら

いたい。

(須山委員) 発達障害と視覚障害の方からの応募が少ないように思った。

視覚障害のある方への周知はどのように行ったのか。また、発達障害

のある方についてはご家族への周知も必要と思うが、どのようにしたの

か。

また、聴覚障害については、生活全般に困っていることがあるが、それをどのように応募したらよいか、うまく伝えられない人もいる。生活において24時間困っていることがあっても、コミュニケーションで困っているとか、そのくらいの伝え方になってしまうこともあると思う。団体から意見を聞くということは是非行ってほしい。

(神崎委員) 視覚障害者の立場から、須山委員のご意見について2、3お話ししたい。視覚障害者からの応募が少ないのは私もそう思った。

点字版をラポールや県のライトセンターなどに置き、希望すれば自宅にも郵送してくれる対応もあり、また、応募書類にSPコードも付いていた。

しかし、募集開始直後に私から事務局に、CDやカセットテープの音声媒体も必要であることや、拡大文字、白黒反転文字のものも必要との話を

し、これらについては事務局に対応してもらった。これで媒体は揃ったこととなるが、視覚障害者は、例えば点字を触ってはじめて事例募集を行

っていることが分かる。健全者はチラシが置いてあれば知ることができるが、視覚障害者はそれができない。媒体があってもその在り処が分か

らない。これが情報障害者で、この点は聴覚障害の方もよくお分かりであると思う。

それからもう1点は、文字にして提出しなければならないという点があったと思う。任意の調査であるため個別に家を訪問して尋ねることは

やり過ぎになると思うが、聞き取りという手立てを行わないといけない
ことは今回私も強く感じた。

(石渡会長) 情報障害ということ、障害の本質を改めて感じたように思
う。

聴覚障害を含めて聞き取りの計画があるとのことなので、事務局で取
り組んでいただきたい。

発達障害の情報提供、収集という点についてはどうか。

(事務局) 学校等への周知は行っているが、発達障害に的を絞った事業所
への周知ということまでは行っていない。聞き取りなどは2月末以降で
も可能であるため、設定が可能ということであれば委員とも相談をして
考えていきたい。

(中瀬委員) 先ほどの報告の中で3月1日以降も応募が来ているとの話があ
ったが、2月末までの募集期間後も受付は可能であるのか。

(事務局) 期間としては2月末までとしているが、その後郵送で届くも
のなどについて受け付けないということではない。集計があるのでどこ
かの時点で切らないとならないが、寄せられたものについても見ませ
んということではない。

(山下委員) 発達障害についてはなかなか集まりにくいであろうとは思って
いた。私自身が利用している施設では事例募集のはり紙をしたりした。

先ほど希望する団体、施設からのヒアリングの話などもあったが、希望

がない場合はどうするのか。例えば発達障害者支援センターなどから話を広げていったらよいのかなど、どのようにアナウンスをしていくのがよいのだろうか。

(事務局) 発達障害のある方の支援を行っている人たちということでは、地域療育センターや発達障害者支援センターなどがあり、支援者のサイドから気づいたことをお願いすることなどはあると思う。当事者の方々からの意見等を集めるということでは、すでに地域療育センター等にも周知を行っており、すでに応募もあると思うが、応募を促すということはあると思う。また、学校にも周知をしているが、あらためて教育に連絡をして事例募集の案内をすることができるか、手立てを相談することはできるかもしれない。なお、視覚障害等の団体とヒアリングをさせていただいたということをお話ししたが、発達障害については、明確に全体として発達障害の団体であるというのではないように認識している。いずれにしても手立ては考えていきたい。

(前沢委員) 生活支援センターに勤務しているが、デイケアや医療機関には周知が行き届いていないと思う。生活支援センターからそれらの機関にセンターだよりを送付しているので、事例募集の実施についてもお知らせはできると思う。

(神崎委員) 自分自身の障害区分認定が切替を迎えるので区役所へ行った。

そのときに、職員から今事例募集を行っているのとひと声かけてくれた

らよかったように思う。手続自体のことではないが、今後、視覚障害者にそのような関連の情報提供をしてくれると助かる。

(石渡会長) 2月末までが一応の期間であるが、さまざまな機会を捉えて、横浜市で事例募集を行っている、障害者差別解消の検討を行っているということは伝えていく必要があると思う。生活支援センターからも関連の機関に是非伝えていただければと思う。また、何か別に提案等があれば事務局に伝えていただきたい。議題の1はここまでとしたい。

(2) 寄せられた事例の整理、公表、今後の活用について

(石渡会長) 議題2の「寄せられた事例の整理、公表、今後の活用について」、資料2に委員にご意見を伺いたいことが①から④までである。まず事務局から1項目ずつ説明をしてもらい、説明後に、ご意見のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料2の①説明)

(石渡会長) ①の「寄せられた事例はすべて公表しますか？」について説明があった。事務局案としては原則としてすべて公表としている。ご意見のある方は発言をお願いしたい。

(和田委員) 「単なる暴言」とはどのようなものか。

(事務局) 具体的なものを想定しているものではないが、障害者を冒瀆する、誹謗するだけの発言などを想定している。

(和田委員) 暴言^{ぼうげん}と思える言葉^{ことば}を受けて自分自身^{じぶんじしん}が発奮^{はつぷん}して生きてきたとい
う面^{めん}もある。暴言^{ぼうげん}であっても除外^{じょがい}するのは納得^{なっとく}がいかない気がする。

(石渡会長) 暴言^{ぼうげん}の判断基準^{はんだんきじゆん}をどうするのか。

(事務局) 全体^{ぜんたい}を見ていただいて判断^{はんだん}したいと考えている。除外^{じょがい}するも
のについては、事務局^{じむきょく}のみで判断^{はんだん}するのではなく、検討部会^{けんとうぶかい}でも見てい
ただいて判断^{はんだん}することにさせていただきたい。

(内嶋副会長) 暴言^{ぼうげん}というのは例示^{れいじ}であると思うが、例えば、障害者^{しょうがいしゃ}に対し
て「障害者^{しょうがいしゃ}などいらない」と書かれていたら、そのまま公表^{こうひょう}するのは
この部会^{ぶかい}の趣旨^{しゆし}に反^{はん}する。そういうことではないか。

(事務局) そういふことになると思うが、検討部会^{けんとうぶかい}で確認^{かくにん}していただいて
判断^{はんだん}することとしたい。

(清水委員) 原則^{げんそく}としてすべてを公表^{こうひょう}することに賛成^{さんせい}である。個人^{こじん}による
差別^{さべつ}についても公表^{こうひょう}すべきである。公表^{こうひょう}後に分類^{ぶんるい}、検討^{けんとう}していくという
ことでよいか。

(事務局) 検討^{けんとう}のための分類^{ぶんるい}については後^{のち}ほど出てくるが、個人^{こじん}による差別^{さべつ}
についても考え^{かんが}ていく対象^{たいしょう}としたい。

(佐藤委員) 原則^{げんそく}すべて公表^{こうひょう}することに賛成^{さんせい}である。単なる暴言^{ぼうげん}についても、
明確^{めいかく}な障害者^{しょうがいしゃ}への差別^{さべつ}の表れ^{あらわ}であるので、健全者^{けんじょうしゃ}にご覧^{ごらん}いただく趣旨^{しゆし}
で公表^{こうひょう}が必要^{ひつよう}であると思う。極力^{きょくりよく}公表^{こうひょう}した方がよい。

(大羽委員) 原則^{げんそく}すべて公表^{こうひょう}することでよいと考える。どのような形^{かたち}で

公表するの^か、工夫^を要^すると思^うが、どのよう^に考^えてい^るか。

インターネットで公表するの^か、文書^にして各町内会^に配布するの^か
など、その辺^りを考^えてい^く必要^がある。どのよう^な分類^をして公表^す
るにしても、事例^は何^が差別^なのか、どうしたら無^くしてい^けるの^かを市
民^が共有^してい^くための資料^である。できる限^り広^く配布^してい^くこと
が必要^と考^えられるが、事例^も膨大^な量^であり、工夫^が必要^となる。

(石渡会長) ③にも関^わるので、その辺^りは後^ほど検^査することとしたい。

(松島委員) 表現^についてであるが、「配慮^の良^い事例[」]というよ^りは、「配慮^の
のあ^った事例[」]との表現^の方^がよ^いと思^う。

(石渡会長) 続^いて②に移^る。②の「公表^に際^して事例^をどのよう^に分類^す
しますか？」について、事務局^{から}説明^してもら^い、説明^後に、ご意見^の
ある方^に発言^をお願^いしたい。

(事務局) (資料2の②説明)

(石渡会長) 先^ほど須山委員^{から}生活^のさまざ^まな場面^に関係^してく^ると
の話し^もあ^ったが、その辺^りも踏^まえて分野[、]場面^別にも分類^してい^くこと
かと思^う。ご意見^をお願^いしたい。

(大羽委員) 先^ほど事務局^{から}紹介^があ^ったよ^うに、浜家連^{では}、11月^か
ら1月^まで3か月^近く、差別^と感^じた事例^を集^めた。本日^の配付資料^の
事例^{の中}にも一^部入^っている。障^害種別^は精神障^害であるが、分野^別に

かん ぼしゅう だんかい ぶんや わ ぼしゅう おこな こ
関しては募集の段階から8つの分野に分けて募集を行った。300を超
える事例が集まったが、分野別に分けて募集を行っても数が多く、内容
が重複しているものや似ているが微妙に内容が異なるものもあり、それ
らを分類するのなかなか難しかった。

それで本日、参考資料として千葉県の資料を配付させてもらった。

ちばけん じょうれい まえだんかい さべつ なに しら
千葉県では条例をつくるための前段階として差別とは何かを調べるため
に事例を集め、約700件の事例が集まったようである。事例の整理につ
いては、

まず「不利益的取扱い」と「合理的配慮の欠如」とに分け、それ以外に
差別の性質として、「非科学的差別」（障害者になるのはバチが当たった
からだなどの根拠のないもの）、「言い回しによる差別」（言い回しやシカ
トするなど）、「善意による差別」（あなたがここに入ると可哀想など良い
ことをしているつものもの）、「無意識による差別」（特別扱いはしま
せんよとしながら障害者に何のサポートもしないなど）、「偏見による
差別」（精神障害の通院歴があるなどの報道を適切に理解しないなど）、
「制度の不備」（障害者の利用を考えていない制度など）、「虐待」（人格
を否定する、人権を蹂躪するなど）など、いろいろと分けている。性質
で分けていくことによって、どのような差別があるのか見えてくる気が
する。

はまかれん じれい ぶんるい しゅうかん さぎょう おも
（浜家連の事例の分類には）まだ1～2週間作業にはかかると思われ
る。

いしわたらいちちょう ぶんるい ていねい ていあん はなし しょうがいしゅべつ ぶんや
(石渡会長) 分類について丁寧な提案、お話があった。障害種別ごと、分野

ばめん べつ ぶんるい じゅうぶん いけん
(場面) 別の2つの分類のみでは十分でないのではないかとの意見であ

った。事務局で検討していただきたい。

わだ いいん おおばいんていきょう ちばけん しりょうちゅう さべつ ていぎ
(和田委員) 大羽委員提供の千葉県の資料中、差別の定義のところで、

かいしょうほう じょうれい な こじん へんけん げんどう じょがい
解消法や条例に馴染まないこと、個人の偏見、言動などは除外すべき

かとあるが、個人の偏見の積み重ねが社会の偏見であると思うので、私

は除外すべきでないと思う。

おおばいん もんだい じれい ぶんるい なか で おも
(大羽委員) そうした問題は事例を分類していく中で出てくると思う。また、

よきん さべつ あ ちば
予算がないからサービスができないことが差別に当たるのかなど、千葉

けん ぶんるい なか もんだい ぎろん つ
県においても分類をしていく中でいろいろな問題について議論を尽くし

たということである。横浜市においても、事務局任せでなく、分類につ

いて検討部会でみんなの意見を入れて分析をしていくことが必要と考

える。

うちまふくかいちょう ほうりつ ぎょうせい ごうりてきはいりよ ぎむ じぎょうしゃ
(内嶋副会長) 法律では、行政には合理的配慮の義務があり、事業者には

どりよくもくひょう こく민 さべつかいしやう つと だんかい たいおう こ
努力目標、国民には差別解消に努めましょうと3段階の対応の濃さが

ある。よって、行政機関、事業者、個人という3つに分類するのはよ

いと思う。

また、横浜市は差別的取扱いをしないのはもちろん、不作為による

さべつ がわ まも ふきくい
差別もしてはならない。ユーザー側が守ってもらうために、不作為によ

る差別も分類に入れておいた方がよい。

先ほどの個人の差別の積み重ねが社会の差別になるというのは同感である。今回の事例を原則全部公表するのは、国民個人に向けて「あなた方も考えてください」、国や事業者に任せることではないというメッセージである。事案もかなり集まってきている。大羽委員の言われた差別の種類、無意識の差別、意識して（意図的に）行っているもの、無意識に（意図しないで）行っているものなども含め、異なる視点でも分類してみるのはいいことであると思う。

(事務局) 大羽委員、内嶋副会長から発言のあった分類をどうしていくのかについては、後ほど④のところでご議論いただきたいと考えていたところである。現在の②のところでは、まず公表に当たっての分類について、障害種別ごと、分野（場面）別のものでよいのか、ご意見を伺えればと思う。

(石渡会長) ②はまずどのような事例が集まったのか公表する際の分類で、今後検討していくための分類については④のテーマであるので、後ほど議論することにしたいと思います。

(石渡会長) それでは、次の③について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) (資料2の③説明)

(石渡会長) ③は、寄せられた事例を障害のある方にも伝えていくための工夫などについてである。本日のこれまでの話はかなり難しい話であ

ったと思うが、井上委員、永田委員から何かご意見などはあるか。

(井上委員) 事例を伝えていくことについては、学校の授業などで話したり、

分かりやすい版の作成が必要ではないか。工夫してほしいと思う。

(須山委員) 聴覚障害者でも文章では理解しにくい人もいる。それぞれの

場面ごとに障害別に簡単に短い文章にまとめたものを提供するこ

とが一番良いと思う。公表は全部した方がよいと思うが、パンフレット

や公表の場面によっては抜粋したものを示した方が分かりやすいと思

う。例えば、病院では聴覚障害者はこういうことで困っている、肢体

不自由の方はこういうことで困っている、視覚障害の方はこういうこと

で困っていると、代表的なものを挙げた方がよいのではないか。

(石渡会長) 障害のある人も含めて市民の方々に分かってもらい、次につ

ながるような公表が大切である。また、文字による文章のみでなく伝え

る工夫が必要であるとの意見であった。

(西川委員) 精神障害があると文章の羅列は読む気がせず、頭に入らない

ことが多い。発達障害についても、イラストを入れるなど、視覚的に分

かりやすいものにするとよいと思う。

(大羽委員) 抜粋したものを作成することもよいと思う。一方で、すべての

事例を公表することはやはり必要である。全体版のほかに、教育・

啓発用として、須山委員たちが話をされた抜粋版や分かりやすい版を

作成さくせいすることでよいのではないか。

(永田委員) 分かりやすい版はんのことであるが、例えば双六すごろくやかるたもよいと思おもう。

(石渡会長) 分かりやすいものとするていあんことについての提案があった。また、

先ほど大羽委員さいきからご意見いけんがあったが、全体版ぜんたいばんは全体版ぜんたいばんで作成さくせいし、その

ほかに啓発用けいはつようとして何種類なんしゆるいか作成さくせいすることが必要ひつようではないか。そこにか

るたなどがあってもよいと思おもう。

視覚障害しかくしょうがいについてはどうか。

(神崎委員) 先日、団体だんたいとして事例じれいのヒアリングをしてももらったが、その反対はんたい

に、今回こんかいこのようなものを作成さくせいしましたと説明せつめいの場ばを設けていただけ

ばと思おもう。障害別しょうがいべつ又は地域別ちいきべつに行おこなうことが考かんがえられるが、地域ちいきの人ひとに

生活上せいかつじょうこま困しっていることを知けんじょうしゃってもらうなど、健常者けんじょうしゃが主おもな対たい象しょうである

と思おもう。大変たいへんではあるが、何回なんかいか説明会せつめいかいかシンポジウムかいさいを開催ばあいし、場合に

よっては委員いいんも手分けてわけをして(事務局じむきょくに同行どうこうして)、文字もじで書かかれてい

るもの、又はビデオまたを作成さくせいするならそのビデオみを見みてもらうなどで行おこなう

ことが必要ひつようではないか。

(石渡会長) 周知しゅうちについて新あらたな提案ていあんがあった。

(事務局) 多くおほのご意見いけんをいただいた。ご意見いけんについては検けんとう討じつげんし、実現じつげんが

できるように知恵ちえをしぼっていきたい。啓発けいはつのシンポジウム等とうについて

も法律ほうりつの施行しこうに向むけて考かんがえていきたい。障害者しょうがいしゃプランの策定さくていに当あたっ

せつめいかい かいさい ちよくせつ せつめい いけん きかい たいせつ
て説明会を開催したが、直接ご説明し、ご意見をいただく機会は大切で
あると考^{かんが}えている。

いしわたりかいちょう かるたも 良い アイデア である と思う ので 検討 いた だ きたい。
(石渡会長)

いしわたりかいちょう それでは、次^{つぎ}の④^{うつ}に移^{おも}りたい と思う。まず 事務局^{じむきょく}から 説明^{せつめい}を
お願^{ねが}いしたい。

(事務局) (資料^{しりょう}2の④^{せつめい}説明^{けんとうようぶんるい} (検討用分類^{あん}の案^{せつめい}を説明))

いしわたりかいちょう 今後^{こんご}の検討^{けんとう}のため^{ぶんるい}の分類^{ぶんるい}について 議論^{ぎろん}して いく たい。
(石渡会長)

(和田委員) 公表用^{こうひょうよう}とは 別^{べつ}の分類^{ぶんるい}という こと である が、公表用^{こうひょうよう}で なく ても 誰^{だれ}
も が見^みられる の か。

(事務局) 会議^{かいぎ}は 公開^{こうかい} である の で、会議資料^{かいぎしりょう}も 原則^{げんそく}公開^{こうかい} という こと には な
る が、これ から 固^{かた}ま っ て いく 検討用^{けんとうよう}の もの である の で、事例^{じれい}の 公表^{こうひょう} とい
う こと では、公表用^{こうひょうよう}の もの を 使^{つか} っ て いく こと にな る と 思 っ う。

うちじまふくかいちょう 公表^{こうひょう}は 市民^{しみん}に 向^む け た 啓発^{けいはつ}という 明確^{めいかく}な もの が あり、公表用^{こうひょうよう}
の もの を 作成^{さくせい}する の で、公表^{こうひょう}は それ を 用^{もち} いる こと で よい と 思 っ う。

もう 一^{ひと}つ、整理^{せいり}、分類^{ぶんるい}について である が、行政機関^{ぎょうせいきかん}、事業^{じぎょう}者^{しゃ}、それ 以外^{いがい}
という 区分^{くぶん}は 法^{ほう}の と おり で よい と 思 っ う が、左側^{ひだりがわ}の 分類^{ぶんるい}に 不作為^{ふさくゐ}、何^{なに}もし
ない こと、合理的^{ごうりてきはいりよ}配慮^{けつじょ}の 欠如^{けつじょ}が 実^{じつ}は 差別^{さべつ}に 当^あ たり とい う こと が 分^わ かる よ
う 分類^{ぶんるい}を 加^{くわ} える 必要^{ひつよう}が ある。

(清水委員) 行政機関^{ぎょうせいきかん}は 義務^{ぎむ}を 負^お う の で かつ ち り し た も の が 必要^{ひつよう} である。事^じ

ぎょうしゃ しみん けいはつ ちゅうしん おも さべつ
業者や市民については啓発が中心になってくると思う。差別はほとん
どが知らないことで起きてくる。しりょう じれい
資料の事例にもあるように、知的障害
のグループホームの設置に反対する看板の例があるが、ほうりつ
法律のことなど
を知っていればおかしいと気づくことになるのではないか。

また、じれいぼしゅう けっかとう せつめいかい はなし
事例募集の結果等の説明会の話があったが、ちばけん じょうれいせい
千葉県条例制
ていどき
定時にも、タウンミーティングをさんじゅうすう しょ ひら
三十数か所で開いたということがあつ
た。かいさい かんが
開催を考えていただきたい。さら、しょうがいしゃ おや ほうりつ ちよくせつ
障害者の親は法律の直接の
たいしょう
対象となっていないが、じょうれい
条例をつくることになればうわの たいしょう
上乗せで対象とす
ることをかんが
えていただきたい。

はまさきいん ぶんるい わ
(浜崎委員) 分類については分かりやすくよいと思う。ちばけん じれい
千葉県の例はホー
ムページをなんども よ かん
何度も読み返すと分かってくるが、分かりづらかった。こま
細か
くなるとぶんるい むずか
分類が難しいが、しりょう あん うちまふくかいちょう い ふうさく
資料の案に内嶋副会長の言われた不作為の
ことなどをくわ
加えることでよいのではないか。

すずきいん しりょう あん おも おお ばあい じれい ぶんや わ
(鈴木委員) 資料の案はよいと思う。多くの場合、事例を分野ごとに分けて
いるものは見受けられる。それがけっきょくさべつ
結局差別であるのかどうかや、差別の
かのうせい
可能性があるのかなど、ぶんるい
4つに分類していくことは可能な範囲とかんが
えら
れ、ぶんるい しゃかい よこ
分類により社会に横たわるさべついしき かんけいせい み
差別意識との関係性が見えてくるのでは
ないか。じれい ぶんるい
事例を分類していくことで、分類ごとにどうしてそうしたこと
が生じているのかをこのけんとうぶかい ぎろん
検討部会で議論していくことでよいのでは
ないか。

いしわたらかいちょう ぶんるい
(石渡会長) 分類するだけでなく、それに対して市役所や事業者は何をし
ていくのか、方向づけをしていくことが大事である。

すやまいいん はなし ひやく
(須山委員) 話は飛躍してしまうかもしれないが、教育の場で、道徳の時間
などにおいて、寄せられた事例を含め、健全者も障害者も同じ人間で
あることなどを伝えていける資料ができるとよいと思う。

やましたいいん わ かん
(山下委員) 分かりやすい版については、知的障害に限らず、聴覚障害の
方、視覚障害の方、発達障害の方、精神障害の方、それから高齢者の
方などを含め、誰もが理解できるものを時間とお金をかけて取り組むべ
きだと思う。分かりやすい版というと知的障害者向けとなりやすいが、
知的障害のみでなく、みんなにとって分かりやすいものを作り上げてい
ただきたい。

いしわたらかいちょう しょうがいしゃさべつかいしょうほう だれ ぐ
(石渡会長) 障害者差別解消法は、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指
しているものである。山下委員の意見も障害の有無に関わらず誰もがと
いう趣旨であったと思う。この検討部会で議論したことが、まちづくり
の委員会などにも連携して活かされるとよいとも思う。

(3) 第5回以降の日程調整について

いしわたらかいちょう だい かいい こう について
(石渡会長) 第5回以降の日程について、事務局から説明をお願いしたい。

じむきょく しりょう せつめい
(事務局) (資料3の説明)

しつもん いけん
(質問、意見なし)

	<p>3 その他（連絡事項等）</p> <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本方針が間もなく策定されること ・ 次回（第4回）の開催日程等を確認（議題については会長とも相談の上で確定）
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 事例募集の実施状況について（中間報告）</p> <p>資料2 寄せられた事例の整理、公表、今後の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員にご意見を伺いたいこと①～③ ・ 検討用分類（例）、事例抜粋 <p>資料3 第5回以降の開催予定（案）</p> <p>参考資料 大羽委員提供資料</p>